

平成 28 年 6 月 10 日

各 市 町 長 様
(農地中間管理事業担当課)
各 農 業 委 員 会 会 長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
農地中間管理機構

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について（通知）

農地中間管理権を取得する農用地等の借受基準については、広島県農地中間管理事業事務処理要領第 6 の 1 の規定による「貸付希望申込書」別紙に「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」として定めていますが、遊休農地については、再整備の必要性等から一般的に管理されている農地に比べ担い手に転貸することが難しい状況が見通されます。

このため、農地法第 3 2 条第 1 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による利用意向調査における遊休農地については、別紙のとおり、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準」を新たに設け、運用しますので御承知ください。

なお、借受基準を満たさない農地であっても、人・農地プラン等によって集団的な活用が図れるなど担い手に転貸する状況が整った場合は通常のスケジュールによって事務を進めますので御了承ください。

担当 向谷
電話 082-541-6192

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。

【参考】

基準	広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等	遊休農地の借受条件（案）
内容	<p>1 借受できない農用地等</p> <p>(1) 農業振興地域以外の農用地等</p> <p>(2) 共同所有の場合は持分の過半の共同所有者の貸付同意がない場合。</p> <p>(3) 未相続の場合は持分の過半の相続権者同意がない場合。</p> <p>(4) 筆界未定の農用地等</p> <p>(5) ほ場整備事業等において土地改良区に対する賦課金未払い等がある場合</p>	
	<p>2 <u>以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みのある場合を除き借受農用地等リストに掲載しない。</u></p> <p><u>なお、集団的なまとまりのある農地の中に存在する場合や農業的利用を図るため基盤整備事業の実施等が計画されている農用地等は含まない。</u></p> <p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) <u>募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。</u></p> <p>(3) <u>当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。</u></p> <p>(4) <u>当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない（概ね3割を超える）場合。</u></p> <p>(5) 一区画あたりの面積が狭小（<u>水田の場合3アール未満、樹園地・畑の場合1アール未満</u>）の場合。</p> <p>(6) 農作業に必要な機械（コンバインなど）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>	<p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) 一区画あたりの面積が狭小（<u>10アール（樹園地の場合は2アール）未満</u>）な場合。</p> <p>(3) 農作業に必要な機械（コンバイン、作業運搬車など）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>

農地利用意向調査等に係る事務の取り扱いについて

平成 28 年 6 月 10 日

農業委員会が行う農地利用意向調査等の実施にあたり、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）及び市町の行う農地中間管理事業との連携を円滑に図り、担い手に耕作条件の良い農地を集積するため、農地法等の規定による手続き以外の事務の取り扱いを次のとおりを定める。

第 1 農地情報の提供

農業委員会は、農地法第 30 条により農地の利用状況調査により収集した調査結果について、利用権設定に必要な水利権等の情報を財団に提供する。

第 2 利用意向調査の対応

1 農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意向がある旨の表明時の対応

- (1) 農業委員会は、農地法第 35 条第 1 項に基づき財団に通知する場合、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について」別紙「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準（以下「遊休農地借受基準」という。）」の適合状況及び農業委員会の意見を付して、毎月末締めで翌月 5 日までに財団に報告する（別紙様式 1-1）。
- (2) 財団は、農業委員会から報告があった場合は、遊休農地借受基準を満たす農地の所有者に対し、通知後 2 か月以内に貸付希望申込書を関係市町に提出するよう通知する（別紙様式 2）。なお、遊休農地借受基準を満たさない農地の所有者に対しては、借受できないことを通知する（別紙様式 3）とともに、その旨を農業委員会に通知する（別紙様式 4）。
- (3) 財団は、市町から広島県農地中間管理事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストが提出された場合には、農地法第 35 条第 1 項による農地中間管理事業を利用する意思表示を受け遊休農地借受基準を満たす農地を様式 1-1 に準じて市町に通知するとともに、借受農用地等リストに掲載したことを農地所有者に通知する。
なお、財団は、(2) の遊休農地借受基準を満たす農地の所有者でありながら、申込期限までに貸付希望申込書の提出がない等により協議が成立しなかった場合は、その内容を農業委員会に通知する。（別紙様式 5）

2 農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の回答を受けた場合の対応

農業委員会は、「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」第 3 の 4 の (3) に基づき、農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の農地の情報についても、遊休農地借受基準により、その適合状況及び農業委員会の意見を付して、一括して財団に情報提供する（別紙様式 1-2）。

財団は、農業委員会からの情報提供があった場合、遊休農地借受基準に満たない農地一覧をとりまとめ、農業委員会に通知する（別紙様式 6）。

3 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告後の取り扱い

- (1) 農業委員会が農地法第 36 条第 1 項により勧告を行った農地について、同法第 36

条第2項により財団に通知した場合、財団は、遊休農地借受基準を満たしている農地について、勧告があった日から速やかに農地所有者と協議を行い、協議に当たっては第2の1の(1)に準じて行う。

- (2) 貸付希望申込書が提出され、市町から事務処理要領第6の2に基づく貸付希望農用地等リストが提出された場合には、協議が整った旨農業委員会に通知する。(別紙様式7)
- (3) 貸付希望申込書の提出がない等、協議が整わなかった場合、その農用地等について機構が公表している募集区域内の借受希望者と調整を行い借受希望の有無を確認する。
- (4) 当該農地について借受希望者がいる場合において、財団は勧告があった日から起算して6ヶ月以内に県知事に農地中間管理権の設定について裁定を申請する(別紙様式8)。
- (5) 当該農地について借受希望者がいなかった場合において、財団は農業委員会に協議が不成立であった旨通知する。(別紙様式9)。
- (6) 裁定が行われた旨の通知が県から財団にあった場合、財団は借受希望者と協議を行い事務処理要領第9に基づく事務を開始するものとする。
- (7) 農地法第43条によって農業委員会から財団に通知があった場合は、借受希望の有無を確認のうえ県知事に裁定を申請する。

平成 28 年 6 月 10 日

各 市 町 長 様
(農地中間管理事業担当課)
各 農 業 委 員 会 会 長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
農地中間管理機構

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について（通知）

農地中間管理権を取得する農用地等の借受基準については、広島県農地中間管理事業事務処理要領第 6 の 1 の規定による「貸付希望申込書」別紙に「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」として定めていますが、遊休農地については、再整備の必要性等から一般的に管理されている農地に比べ担い手に転貸することが難しい状況が見通されます。

このため、農地法第 3 2 条第 1 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による利用意向調査における遊休農地については、別紙のとおり、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準」を新たに設け、運用しますので御承知ください。

なお、借受基準を満たさない農地であっても、人・農地プラン等によって集団的な活用が図れるなど担い手に転貸する状況が整った場合は通常のスケジュールによって事務を進めますので御了承ください。

担当 向谷
電話 082-541-6192

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。

【参考】

基準	広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等	遊休農地の借受条件（案）
内容	<p>1 借受できない農用地等</p> <p>(1) 農業振興地域以外の農用地等</p> <p>(2) 共同所有の場合は持分の過半の共同所有者の貸付同意がない場合。</p> <p>(3) 未相続の場合は持分の過半の相続権者同意がない場合。</p> <p>(4) 筆界未定の農用地等</p> <p>(5) ほ場整備事業等において土地改良区に対する賦課金未払い等がある場合</p>	
	<p>2 <u>以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みのある場合を除き借受農用地等リストに掲載しない。</u></p> <p><u>なお、集団的なまとまりのある農地の中に存在する場合や農業的利用を図るため基盤整備事業の実施等が計画されている農用地等は含まない。</u></p> <p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) <u>募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。</u></p> <p>(3) <u>当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。</u></p> <p>(4) <u>当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない（概ね3割を超える）場合。</u></p> <p>(5) 一区画あたりの面積が狭小（<u>水田の場合3アール未満、樹園地・畑の場合1アール未満</u>）の場合。</p> <p>(6) 農作業に必要な機械（コンバインなど）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>	<p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) 一区画あたりの面積が狭小（<u>10アール（樹園地の場合は2アール）未満</u>）な場合。</p> <p>(3) 農作業に必要な機械（コンバイン、作業運搬車など）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>